

## 群馬県立女子大学文学部教授会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第14条第8項の規定に基づき、群馬県立女子大学文学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 教授会は、教授をもって組織する。

2 前項の教授会の定めるところにより、准教授、常勤の講師及び助教を加えることができる。

### (会議の招集)

第3条 教授会は文学部長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する教授がその職務を代理する。

3 議長は、教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、教授会を招集しなければならない。

### (会議の定足数)

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席により開催する。

### (議決の方法)

第5条 教授会の議事は、他に特別の規定がない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めた場合は、教授会構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項について審議し、又は権限を行おうとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な進行を著しい支障が生じると認められるものと教授会が決定した場合

2 議長は、前項ただし書の規定により、会議を公開しないときは、その理由を明らかに

しなければならない。

(事務)

第8条 教授会の事務は、教務係で処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他運営上の必要事項は、教授会の審議を経て文学部長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。